

第二次 穴水町子ども読書活動推進計画



令和 3年 4月

穴水町教育委員会

はじめに

穴水町では、国の「子ども読書活動推進基本計画」および県の「子ども読書活動推進計画」の策定を受け、平成28年4月に「穴水町子ども読書活動推進計画」を策定し学校や地域で、子どもたちの読書環境の整備と読書活動を推進してきました。

先の計画では、全国的に進む「子どもの読書離れ」は本町においても顕著に表れていることから、子どもたちと本との出会いの場を提供し、子どもたちが読書に関心を持ち、さらには読書が習慣化となるよう多岐にわたる提案をしました。

計画の最終年である令和2年は、これまでに経験したことのない未知の脅威に翻弄され、ますます図書館離れ、読書離れの進む中で対応に苦慮した一年でもありました。そのような状況下で得た課題の中には、今後の図書館運営や読書活動支援のあり方を探る重要なヒントとなるものも幾つかあり、今期の計画の中にも重点課題として提案していくこととしました。また、先の計画で実践に結びつかなかった提案も幾つかあることから、内容を精査するとともに、実効性や効果の高いものを優先的に提案し、更なる取り組みの強化に努めます。

本計画が、子ども読書活動推進に関わる、関係機関や団体などにおける指針となるとともに、基本方針の実現に向けて、今後も住民皆様との連携を図り、ご協力をいただきながら、読書活動の推進に取り組んで参ります。

令和3年3月

穴水町教育委員会



目 次

第1章 穴水町子ども読書活動推進計画策定にあたって	3
1 計画策定の目的	
2 計画の対象	
3 計画の期間	
4 計画の背景（社会情勢の変化）	
5 計画推進の基本的な考え方	
第2章 穴水町子ども読書活動推進のこれまでの取り組み状況	4
基本目標1 子どもの成長にあった楽しい本との出会い	
基本目標2 いつでも身近に本のある環境づくり	
基本目標3 子ども読書をみんなで考えるネットワークづくり	
基本目標4 楽しい読書の輪を広げる活動	
基本目標5 子どもの読書推進に向けてのきっかけづくり	
第3章 第二次穴水町子ども読書活動推進計画（R3～R7）	5
1 基本理念	
2 基本方針	
3 基本目標	
第4章 基本目標達成のための具体的な取り組み	6
基本目標1 子どもの成長にあった楽しい本との出会い	
(1)家庭や地域における子どもの読書活動の推進	
(2)町立図書館における子どもの読書活動の推進	
(3)学校における子どもの読書活動の推進	
(4)保育園における子どもの読書活動の推進	
基本目標2 いつでも身近に本のある環境づくり	
(1)家族読書（家読）のすすめ	
(2)学校読書環境の充実	
基本目標3 子ども読書をみんなで考えるネットワークづくり	
(1)保護者への啓発	
基本目標4 楽しい読書の輪を広げる活動	
(1)広報活動	
基本目標5 子どもの読書推進に向けてのきっかけづくり	
(1)ボランティア養成および拡充	
(2)団体貸出しの拡充	
第5章 子ども読書活動推進のため引き続き検討していく課題	7
資 料	8

第1章 穴水町子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の目的

子どもたちにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を養うために欠かすことのできないものです。穴水町では、読書をとおして子どもたちの豊かな人間性を育み、子どもたちの成長に資することを目的とし、「穴水町子ども読書活動推進計画」を策定し、多角的、網羅的に子どもたちの読書活動を推進するものです。

2 計画の対象

0歳から18歳までを対象とします。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、期間中であっても、子どもたちを取り巻く環境に変化が見られた場合は計画の修正・補正、見直しなどをその都度行っていくものとします。

4 計画の背景（社会情勢の変化）

近年の情報技術の急速な発展は、子どもたちの生活にも大きな変化を与え、特にスマホやタブレット等の情報機器の普及は、ゲームやインターネット等に占める時間の増加に繋がり、子ども達の読書と触れあう機会の減少が懸念されています。私たち大人は、このことを真摯に受け止め、取り組んでいくことが大切です。

5 計画推進の基本的な考え方

基本的な事項については、第一次穴水町子ども読書活動推進計画を継承するものとします。

(1) 基本理念

子どもの読書活動の推進を図るとともに関係機関との連携を強化し、家庭、地域、学校、保育園に広く関心と理解を深めるよう、基本理念を設定します。

■穴水町子ども読書活動推進計画 = 心を育む楽しい読書

(2) 基本方針

基本理念を実施するにあたり、次の4つの基本方針を定め実践します。

- ①子どもをとりまく読書環境の整備
- ②子どもの成長にあった読書活動の推進
- ③町立図書館と家庭、保育園、学校、地域等との連携
- ④楽しむ読書の啓発とボランティアの育成

第2章 穴水町子ども読書活動推進のこれまでの取り組み状況

【第一次穴水町子ども読書活動推進計画の概要】

基本目標1 子どもの成長にあった楽しい本との出会い

ブックスタート事業、お話し会や読み聞かせ会、スタンプラリーなどの充実を図り読書への関心を高める活動を推進しました。令和2年度には、スタンプラリーの達成条件を緩和するとともに達成者の中から抽選で特別賞を授与するようしたり、ケーブルテレビを活用した絵本の読み聞かせ番組の制作・放送を実施するなど町立図書館における活動の充実を図ることによって、子どもたちが本と出会う機会の充実に努めました。

基本目標2 いつでも身近に本のある環境づくり

町広報誌などで、子ども向け図書の情報を提供するとともに「家庭読書の日（毎月23日）」の推進により本と親しむ環境づくりを推進しました。

令和元年度には、児童図書コーナーの壁面に動物の親子の絵7点を描画し親しみやすい図書館、いつでも誰でもが気軽に入れる図書館をPRし、身近に本のある環境づくりに努めました。また、令和2年度には学校との連携により「ノーテレビ・ノーゲーム日（毎月10日）」に学校図書館をとおして町立図書館の本が借りられるよう試みるも、コロナ感染症対策で1回実施したのみで休止状態となっています。

基本目標3 子ども読書をみんなで考えるネットワークづくり

町立図書館が核となって、子ども読書活動にかかわるボランティア、学校や公民館、こども園や保育所、放課後児童クラブとの連携、情報提供の充実に努めました。

基本目標4 楽しい読書の輪を広げる活動

町広報誌による情報提供の充実を図るとともに、図書館利用、読書人口の増加を目指し、読書の日、読書月間などにおける企画展示を実施し楽しい読書、親しみある図書館をPRしました。

令和2年度にはケーブルテレビを活用した図書館情報のコーナーを設け新刊情報を提供するなどし、読書の輪を広げる活動を推進しました。

基本目標5 子どもの読書推進に向けてのきっかけづくり

子どもたちが、図書館や本に関心を持つようPR活動や、お話し会や読み聞かせ会の開催による子どもたちの読書への関心や、「家庭読書の日（毎月23日）」の推進による保護者などへの啓発、地域の読書活動の支援を推進しました。

第3章 第二次穴水町子ども読書活動推進計画 (R3～R7)

1 基本理念

■心を育む楽しい読書

2 基本方針

- (1) 子どもをとりまく読書環境の整備
 - ・ 町立図書館と学校図書館の情報共有、ネットワークの構築
- (2) 子どもの成長にあった読書活動の推進
 - ・ 日常的に本と親しむ機会の提供
- (3) 町立図書館と家庭、保育園、学校、地域等との連携
 - ・ 町立図書館が核となるネットワークの構築
- (4) 楽しむ読書の啓発とボランティアの育成
 - ・ ボランティア養成、育成、研修機会の提供

3 基本目標

- (1) 基本目標1 子どもの成長にあった楽しい本との出会い
- (2) 基本目標2 いつでも身近に本のある環境づくり
- (3) 基本目標3 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり
- (4) 基本目標4 楽しい読書の輪を広げる活動
- (5) 基本目標5 子どもの読書推進に向けてのきっかけづくり



*児童図書コーナー壁面に描かれた動物の親子（作：穴水町出身画家 大森慶宣 氏）

第4章 基本目標達成のための具体的な取り組み

基本目標1 子どもの成長にあった楽しい本との出会い

(1) 家庭や地域における子どもの読書活動の推進

- 4か月検診時にブックスタート※事業等の実施

※平成12年の「子ども読書年」から全国的に広まった事業。子どもが生まれて初めて出会うファーストブックを保護者に直接メッセージを添えて手渡し、絵本を通して赤ちゃんの心の成長を育むことをねらいとして取り組む。

(2) 町立図書館における子どもの読書活動の推進

- 発達段階に応じた本を選ぶことができるきめ細かなサービスの実施
- 本館の児童図書蔵書数が全体の3分の1を占めていることから、さらに蔵書数を増やし、本との出会いを多くする。
- 図書館行事の開催
子どもや家族が読書や図書館活動を楽しむことを目的に「子ども読書の日」（4月23日）および「石川県こども読書週間」（4月23日～5月22日）並びに「読書週間」（10月27日～11月9日）の行事の実施
- 赤ちゃんお話し会など定期的なお話し会の実施
- 季節に合った図書および利用者おすすめ図書紹介展示の実施

(3) 学校における子どもの読書活動の推進

- ふるさと学習推進支援および調べ学習等に対応した地域資料の収集および整備の実施
- 地域の読書ボランティアによる朝読書の読み聞かせおよびお話し会の実施

(4) 保育園における子どもの読書活動の推進

- 地域の読書ボランティアによるお話し会の実施

基本目標2 いつでも身近に本のある環境づくり

(1) 家族読書（家読※）のすすめ

※家族で同じ本を読む、あるいは家族それぞれ別の本を読みながら、同じ読書の時間を共有する。

- 家族が読書に対して関心を持ち、家庭において家族読書「家読」の時間を楽しむようブックリスト配布等の情報提供
- 町内小・中学校3校にて取り組んでいるノーテレビ・ノーゲーム(毎月10日)に合わせ、町立図書館の本の出張貸出の実施

(2) 学校読書環境の充実

- 学校司書と図書館司書が連携を図り、積極的な読書活動の展開

基本目標 3 子どもの読書をみんなで考えるネットワークづくり

(1) 保護者への啓発

- 読書が人間形成に重要な役割を持つことから、保護者自身が子どもの読書活動に関心が持てるようにブックリスト等の配布等、情報提供の実施

基本目標 4 楽しい読書の輪を広げる活動

(1) 広報活動

- 優良図書の推奨およびブックリスト等の配布
- 町広報誌およびケーブルテレビ、ホームページ等にて、新刊書籍案内や開催行事等の図書館情報の発信

基本目標 5 子どもの読書推進に向けてのきっかけづくり

(1) ボランティア養成および拡充

- 子どもの読書に関係するボランティア養成講座の開催
- 技術の向上および知識が深めるための研修会等の案内
- 互いに連携が深めることができるように、ボランティア団体との交流会の開催

(2) 団体貸出しの拡充

- 子どもが幅広く本にふれることができるよう要望に応じ、子ども園や保育所、学校、放課後児童クラブ等への団体貸出の実施

第5章 子ども読書活動推進のため引き続き検討していく課題

- セカンドブック(3歳児検診)
- サードブック(就学時検診)
- 公民館との連携協力
- 移動図書館
- 電子図書館

＝ 資 料 ＝

1 穴水町立図書館事業の概要

事業名	備考
雑誌スポンサー制度	9事業所16誌（令和2年3月現在）
県立図書館相互貸借事業	県内県外図書館との相互貸借
石川県子ども読書月間	児童書の企画展示・子ども対象スタンプラリー
赤ちゃんおはなし会	毎月第4火曜日 対象 0・1・2歳児
ブックスタート	奇数月第1金曜日 於：保健センター 対象 4ヶ月検診児
企画展示	随時
ケーブルテレビによる新刊情報 および企画展示等紹介	毎月1回
蔵書点検	約37,000冊の点検
期限切れ雑誌無料配布	
読書週間事業	町民対象の読書スタンプラリーを実施
読書感想文・感想画コンクール	穴水町内小中学生対象
「ともしび」発刊	特選・入選作品掲載
奥能登公共図書館協議会	

子ども読書活動推進計画に関する事業

2 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第174号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。